

平成13年 5月28日

各 位

本店所在地 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1
会社名 アイフル株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号 8515)
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)
決算期 3月
問い合わせ先 広報部長 香山 健一
TEL 03-3274-3560

ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ

(商法第210条ノ2に基づく取締役及び使用人に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月28日開催の取締役会において、自己株式取得方法によるストックオプション制度を導入し、商法第210条ノ2の規定に基づいて取締役及び使用人に譲渡するために自己株式を取得することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. ストックオプション制度を導入する理由

- (1) 企業価値の拡大という共通した目的を使用人が共有することにより、長期的な事業目標の達成と部署を超えた協力体制の構築を目指します。
- (2) 企業業績向上に向けた努力により大きくなった株式価値を、株主、使用人で分かち合えるしくみを導入することにより、業績向上に対する意欲や志気の一層の向上を目指します。

2. ストックオプション制度の概要

(1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

当社定時株主総会終結時に在任する取締役17名、及び在職する使用人のうち、当社規定に基づく課長代理職以上135名、合計152名とする。

(2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

(3) 譲渡すべき株式の数

	付与株式数	総付与株式数
代表取締役	5,000	10,000
専務・常務取締役	4,000	16,000
取締役	3,000	33,000
部長(代理)	2,000	58,000
課長(代理)	1,000	106,000
合計	-	223,000

なお、権利を付与する日(以下「権利付与日」という。)以降、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

ただし、上記付与株式数の調整は、その時点で行使されていない付与株式数についてのみ行われるものとする。

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に、1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。以下同じ。）を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお権利付与日以降、株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行する場合（転換社債の転換、新株引受権証券および商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価} + \text{新規発行株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成15年7月1日から平成18年6月30日まで

(6) 権利行使の条件

対象者として譲渡請求権を付与された者は、譲渡請求権行使時においても当社の取締役または使用人であることを要する。

譲渡請求権の譲渡、質入その他一切の処分及び相続は認めない。

その他、権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する権利付与契約に定めるものとする。

権利付与日以降、当社が、他社と合併を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他これらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で、付与株式数、譲渡価額、権利行使期間その他の条件の調整もしくは権利行使の制限を行い、または未行使の譲渡請求権を失効させることができるものとする。

3. 自己株式の取得の内容

(1) 取得する株式の種類

当社額面普通株式

(2) 取得する株式の総数

223,000株（発行済株式総数に対する比率：0.26%）を上限とする。

(3) 株式の取得価格の総額

41億円を上限とする。

(注) 上記の内容については、平成13年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、「当社取締役および使用人に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件とします。

以上